

児 童 養 護 施 設 札 幌 育 児 園

令 和 8 年 度 事 業 計 画

社 会 福 祉 法 人 札 幌 育 児 園

1. 社会福祉法人 札幌育児園 事業理念及び基本方針

社会福祉法人札幌育児園は、ノーマライゼーションが実現される社会を目指し、多様な福祉サービスが、利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として事業を行う。

2. 設置・運営主体

社 会 福 祉 法 人 札 幌 育 児 園

3. 名 称

児 童 養 護 施 設 札 幌 育 児 園

4. 所 在 地

札 幌 市 南 区 藤 野 6 条 2 丁 目 4 2 7 番 地 4

電 話 0 1 1 - 5 9 1 - 6 6 0 1

F A X 0 1 1 - 5 9 1 - 4 9 0 4

メールアドレス sapporoikujien@mist.ocn.ne.jp

ホーム ページ URL:<https://www.ikujien.jp/>

5. 児童養護施設札幌育児園 理念及び基本方針

児童養護施設札幌育児園は、すべての子どもを社会全体で育み、子どもの最善の利益を求めることを理念に、子どもの生きる権利、生活する権利、発達する権利、教育を受ける権利を保障し、子どもの健全な成長発達を支援するものとする。施設養護はレジデンシャルソーシャルワークを基本とし、子どもの自立支援とファミリーソーシャルワークを展開することとする。また、地域の子どもの福祉や地域の福祉に関する支援を行い、地域の福祉向上に努めていくこととする。

〈自立支援〉

今日の児童養護施設には多数の被虐待児が入所しており、これらの子ども達は虐待により自我や基本的な信頼関係が壊されたことから、感情体験の歪みや、対人関係の歪み、自己概念の歪みなどを生じて、爆発的な攻撃・破壊行動や、怒りが感情の基本となった激しい気分変化、試し行動・挑発的言動、無差別の愛着行動、身体的接触の拒絶など、様々な問題行動を表出している。このような行動は虐待などの不適切な養育環境(マルトリートメント、逆境体験)から発達に歪みを生じた結果であり、子ども達は愛着形成不全など、発達上に問題を抱えることになっている。そのため、子どもへの援助は大人との信頼関係の構築を最優先に、愛着関係を再形成して対人関係の基礎と発達の基盤の確立を図ると共に、トラウマインフォームドケアを基本に発達の歪みに対して、大人からの意図的で適切な関わりと、環境からの作用を活用して、現実認識の歪みの矯正、自己への客観視など、自我の修復・強化、自己概念の矯正に向けた治療的な援助を行っていくものとする。それと共に、自活生活に必要な生活知識・技術の習得や、問題・課題の解決方法や処理方法の習得など、社会生活を営む力の獲得に向け自立を援助していくものとする。また、子どもの自立には、子どもが安心して生活できる家庭環境が欠かせないため、子どもの問題や、親子関係・夫婦関係・家族関係などについて相談・援助を展開し、問題解決や家庭機能の回復を図り、親・保護者が本来の役割を果せるよう援助していくものとする。

〈地域支援〉

今日の子育て家庭の状況は、核家族化を背景に生活事故への対応力、問題解決力、教育力の低下など家庭機能の脆弱化が顕著になっており、現行の社会的養護・子育て支援の施策ではニーズに対応できなくなっている。この様な状況をふまえ、地域の子育て家庭（里親、ファミリーホームを含む）に対し、①養育知識・技術の習得、②子育て負担の軽減、③親の育ちと社会関係形成を柱とした子育て支援を行っていくものとする。サービスの提供にあたっては、附設する児童家庭支援センターと連携し、住居型施設の特性を生かして、24時間体制で託児・通所・訪問など、ニーズに応じた

サービス提供と、子育て家庭が抱える問題・課題に、児童養護施設の専門性から相談・援助し、ケアと相談援助が一体となったサービスの提供を行うこととする。さらに、地域福祉の重要な社会資源として、子どもの福祉のみならず地域の福祉向上に取り組んでいくものとする。

6. 中・長期事業計画

家庭的養育推進に向け令和11年度までに分園型小規模グループケア棟の増設及び親子関係の適正化を図るための親子生活訓練室の設置を目指す。また、地域の子育て家庭支援に向け附置施設の札幌南こども家庭支援センターと連携し、24時間体制で託児・通所・訪問など、ニーズに応じた相談・援助を行い、ケアと相談援助が一体化したサービス提供を行っていく。さらに地域福祉の重要な社会資源として、子どもの福祉のみならず高齢者支援など、地域の福祉向上に取り組んでいくこととする。

施設運営管理については、施設の災害対策及び地域避難所として、必要物資の整備、自家発電機の設置を目指す。

7. 短期事業計画

令和8年度から2年間において、以下の事業を行う

（施設整備）

- ① 本館外壁の修繕及び屋根の修繕

（地域支援）

- ① 地域支援の拡充
(子育てサロン、タームケア、高齢者買物支援、高齢者サークル等)

（地域避難所）

- ① 必要物資の整備

1. 事業内容

(1) 基本事業

自立支援、地域支援の充実に向け、次の事業を行う

- ① 苦情解決及びアドボカシーの推進
- ② 子育て短期支援事業

(2) 施設環境整備

老朽化した建物、設備、機器への対応と安全、環境整備に向け次の事業を行う

- ① 熊対策のため樹木、笹藪等の管理
- ② 本館外壁及び屋根の修繕

(3) 地域支援

- ① 子育て広場（子育てサロン）
- ② タームケア（時間単位の子育て支援）
- ③ 高齢者買物支援
- ④ 高齢者サークル

(4) 地域避難所

- ① 必要物資の整備